

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊川内駐屯地
第364会計隊川内派遣隊長 竹下 智也

下記のとおり、一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 Aグループ：令和5年度川内駐屯地で使用する電気（仕様書のとおり）
Bグループ：令和5年度川内演習場で使用する電気（仕様書のとおり）
- (2) 使用期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- (3) 需要場所：陸上自衛隊川内駐屯地（鹿児島県薩摩川内市冷水町字上床539-2）
：陸上自衛隊川内演習場（鹿児島県薩摩川内市宮里町字大谷2974-17）
- (4) 入札の方法

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数点第2位までとする。）落札決定は、仕様書で提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価（年間の予定電力料金であり、整数とする。）で判断するので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のうち「D」等級以上であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (8) 第6号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法（平成1

4 年法律第 154 号) 第 2 条第 7 項に規定する更正会社 (以下「更正会社」という。) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 2 条第 4 号に規定する再生手続 (以下「再生手続」という。) が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社 (会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。) と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員 (常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。) が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。

(10) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率 100%以上とすること。入札参加を希望する事業者は、供給する電力量に占める再生エネルギー電気の比率について確認できる資料を令和 4 年 1 月 24 日 (火) 12 時までに書面で提出すること。

(11) 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RSP 法) 第 8 条第 1 項の勧告を受けていない者。

3 公告の掲示場所 : 西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/>)
陸上自衛隊川内駐屯地、国分駐屯地、薩摩川内商工会議所

4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊川内駐屯地 第 364 会計隊川内派遣隊契約班及び西部方面隊ホームページ

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 : 陸上自衛隊川内駐屯地 第 364 会計隊川内派遣隊隊長室

(2) 日 時 : 令和 4 年 1 月 24 日 (火) 14 時 00 分

6 入札説明会

実施しない。

7 落札決定方法

予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この際、各グループごとの入札書に記載された年間の予定総価をもって判断する。なお、同価が 2 社以上の場合は抽選とする。予定総価が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

8 保証金に関する事項

(1) 入札保証金 : 免 除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金 : 免 除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約金額 (電力量料金単価) を乗じて得た額に基本料金を加算した額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として徴収する。

9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札書の氏名等が不鮮明で判別し難い入札
- (3) 郵便による入札参加者の未到着の入札
- (4) 電話、ファクシミリによる入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書等の作成

落札者は、落札決定後遅滞なく、契約書を作成する。

11 その他

- (1) 入札書に「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札致します。」当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。と余白に記入すること。
- (2) 入札に関する委任を受ける者は、入札執行の前に委任状を提出すること。
- (3) 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写し、適合証明書、特定電源割当計画書等を令和4年1月20日（金）17時までに提出すること。（FAX可）
- (4) 入札日時以前に入札書を直接提出する場合、又は郵便（書留）により入札書を提出する場合は入札書を封筒に入れて、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「1月24日14時00分開札（令和5年度川内駐屯地で使用する電気入札書在中）」等と朱書きして1月23日（月）17時00分までに必着となるよう送達すること。
- (5) 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札は、後日連絡を致します。

12 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

〒895-0053 鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2

- (1) 入札に関する事項
陸上自衛隊川内駐屯地 第364会計隊川内派遣隊 契約班
TEL 0996-20-3900（内線）376
FAX 0996-20-3900（内線）374 担当 松田
- (2) 仕様書に関する事項
陸上自衛隊川内駐屯地 業務隊管理科受電所
TEL 0996-20-3900（内線）326 担当 早崎